

平成 28 年 7 月 1 日

世田谷区「熊本地震災害支援金」 お取扱いについて

世田谷区では、熊本地震で被害を受けた交流自治体の熊本市を支援するため「熊本地震災害支援金」を募集しています。

記

1. 名 称

「熊本地震災害支援金」

2. 災害支援金の使途

熊本市が取り組む災害復旧・復興事業の財源として活用されます。

3. 災害支援金の寄贈先

熊本県熊本市

4. 取扱期間

平成 28 年 5 月 13 日～当分の間

5. お振込先

昭和信用金庫 本店 普通預金 1 2 4 7 1 1 9

「熊本地震災害支援金 世田谷区長 ^{ほさか}保坂 ^{のぶと}展人」

6. 振込手数料

世田谷区内の本・支店からの窓口振込は無料

(ただし、ATM・インターネットバンキング等でお振込みの際は所定の手数料がかかります)

以 上

《税制上の優遇措置》

この災害支援金は、各種税法に規定する寄附金控除等の対象となる場合があります。

詳しくは世田谷区のホームページをご覧ください。

創業昭和 7 年 本店下北沢



昭 和 信 用 金 庫